

非化石証書調達代行約款

エバーグリーン・マーケティング株式会社

2025年4月1日 実施

非化石証書調達代行約款

I 総則	4
1. 適用	4
2. 定義	4
3. 単位および端数処理	5
4. 実施細目等.....	5
5. 本約款の変更.....	5
II 契約	5
6. 契約の申込.....	5
7. 契約の成立および契約期間	6
8. 契約の単位.....	6
III 利用	6
9. 非化石証書の調達依頼	6
10. 非化石証書の調達	6
11. 非化石証書の交付および権利の移転.....	6
12. 非化石証書の活用	7
IV 料金の算定と支払い	7
13. 料金の算定.....	7
14. 料金の支払い	7
15. お客様の義務.....	7
V 免責事項	8
16. 免責事項	8
VI 禁止事項	8
17. 禁止事項	8
VII 契約の変更および終了	8
18. 契約の変更.....	8

19.	サービス契約または本約款に基づく関係の解約または解除.....	8
20.	契約終了後の処理.....	9
21.	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	9
22.	料金単価の変更.....	10
VIII	反社会的勢力との取引排除.....	10
23.	反社会的勢力との取引排除.....	10
IX	その他.....	11
24.	不可抗力.....	11
25.	損害賠償.....	11
26.	個人情報等の取り扱い.....	11
27.	守秘義務.....	11
28.	準拠法.....	12
29.	管轄裁判所.....	12

I 総則

1. 適用

この非化石証書調達代行約款(以下「本約款」といいます。)は、当社が法人のお客さまから委託を受けて一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)の運営する非化石価値取引市場(以下「本市場」といいます。)より FIT 非化石証書 (2. 定義 (2) に定めます。) の調達を代行するサービス (以下「本サービス」といいます。)の料金その他の条件について定めるものです。

2. 定義

本約款において、次の用語の定義は以下のとおりです。

(1) 非化石証書

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および非化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)」(以下「高度化法」といいます。)第 2 条第 2 項に規定する非化石エネルギー源に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするため、その価値を有することを証書化したものをいいます。

(2) FIT 非化石証書

前項で定義した非化石証書のうち、毎年 1 年から 12 月までの間に非化石電源(高度化法施行規則第 1 条に規定する非化石電源をいいます。)から発電された電気のうち、非化石電源としての価値を有する電気として高度化法施行規則に基づく推進機関が認定したものの量に係る非化石証書をいいます。

(3) トラッキング情報

FIT 非化石証書が発行された電気を発電した発電所の所在地および発電設備区分、またその設備 ID、設備名、設置者、発電出力、認定日、運転開始日、割当量などの情報のことをいいます。

(4) 発電設備区分

発電に使用された燃料による発電設備の区分のことをいいます。

(5) 最低約定価格

本市場において定められている、非化石証書の約定価格の下限をいいます。

(6) 非化石価値取引売買手数料

本市場において、非化石証書を落札した際に発生する手数料をいいます。

(7) 管理手数料

本市場に定められている年度においてお客さまが最初の本サービスのご依頼に基づく非化石証書を調達した際に発生する手数料をいいます。

(8) サービス契約

お客さまと当社との間で締結する本サービスの提供に関する契約をいいます。

3. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。

- (1) 非化石証書の単位は 1kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

4. 実施細目等

本約款の実施上必要な細目事項および本約款に定めのない事項は、その都度お客さまと当社との協議によって定めるものとします。

5. 本約款の変更

- (1) 本市場に定められている規定が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、その他当社が合理的に必要と判断した場合、当社は本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は実施期日までに相当な予告期間において、当社のホームページに掲載する方法または当社が判断する適切な方法によりお知らせいたします。なお、実施期日以後の本サービスにおける条件は、変更後の本約款によります。
- (2) 本約款を変更する場合は、サービス内容における条件の説明および契約締結前の書面の交付および契約締結後の書面交付を、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のみを説明し、記載します。

II 契約

6. 契約の申込

お客さまが新たに本サービスの実施を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容をご承認のうえ、必要事項を明記してお申込みをしていただきます。

7. 契約の成立および契約期間

- (1) 本サービスに関する契約（以下「サービス契約」といいます。）は、お客さまから必要事項を明記した申込書が提出され、当社がそれを受諾したときに成立いたします。
- (2) サービス契約の契約期間は次のとおりとします。
 - イ 契約期間は、契約が成立した日から1年後の応当日の前日までとします。
 - ロ 契約期間満了日の3か月前までにお客さままたは当社から書面による別段の意思表示が無い場合、本サービス契約は契約満了から1年間、同一条件で継続されるものとし、以降も同様とします。

8. 契約の単位

当社は、お客さまが希望される非化石証書ごとにサービス契約を締結します。

Ⅲ 利用

9. 非化石証書の調達依頼

お客さまが非化石証書の調達を当社に依頼する場合は、次のとおりといたします。

- (1) 本市場に定められている年度内の4回（8月、11月、翌年2月、翌年5月）のオークションにおいて、お客さまが希望される時期に合わせて当社所定の調達依頼書に必要事項を記入して当社にご提出いただきます。なお、調達依頼書の提出期限はオークション開催月の前月末日までとなります。
- (2) お客さまにおいて選択できるトラッキング情報は、原則として発電設備区分のみといたします。発電所所在地やその他トラッキング情報を希望される場合は、別途当社と協議するものといたします。

10. 非化石証書の調達

当社はお客さまからの依頼内容に基づき、本市場より最低約定価格をもってFIT非化石証書(再エネ指定)に入札を行うものといたします。

11. 非化石証書の交付および権利の移転

- (1) 当社は、非化石証書を落札後、オークションの翌々月第5営業日までに非化石証書と請求書をお客さまに交付いたします。当社がJEPXより非化石証書を取得した後、JEPXにおける当社の非化石証書管理口座において、お客さまに対して交付したこと

が記録された時点で、当該非化石証書に関する権利はお客さまに移転するものとします。

- (2) 非化石証書には、名義・法人番号・事業所名・需要場所は、予めお客さまに提出いただいた申込書の記載内容を入力いたします。
- (3) お客さまが、当社が独自に発行する証明書の交付を希望される場合は、事前に当社へご連絡いただきます。

1 2. 非化石証書の活用

お客さまは当社が交付した非化石証書をご自身で活用していただくものとします。

IV 料金の算定と支払い

1 3. 料金の算定

本サービスの利用料金（以下「料金」といいます。）の算定方法については、次のとおりとします。

非化石証書の購入量(kWh) × (落札単価 (円/kWh) + 非化石価値取引売買手数料単価 (円/kWh)) + 管理手数料 (円)

なお、非化石価値取引売買手数料単価及び管理手数料は見積書に定めるものとします。

1 4. 料金の支払い

- (1) 料金は、お客さまが調達を依頼した本市場におけるオークションごとに前条に定める金額をお支払いいただきます。
- (2) 料金の支払い方法は、請求書に記載の金融機関口座への振込とし、振込手数料はお客さまのご負担となります。
- (3) 料金の支払期限はオークションの翌々月末日とします。

1 5. お客さまの義務

- (1) お客さまは当社へ提出いただいた調達依頼書に記載の非化石証書の調達量全量を買受けるものとします。
- (2) 本市場に定められている規定が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により、非化石証書の発行・トラッキング情報の選択等に追加の料金が発生する場合は、お客さまの負担となります。

- (3) お客さまは、料金の全部または一部が未払いとなっている場合、当社が、お客さまに交付した非化石証書に表象された権利の取り戻し作業を実施し、または未払い確認日付以降の調達を行わないことを承諾するものとします。

V 免責事項

1 6. 免責事項

当社は、合理的な注意及び努力を払うことを条件として、以下の事項について一切の責任を負わないこととします。

- (1) 調達依頼書に記載されている非化石証書を一部または全部を落札できなかった場合
- (2) お客さまの希望する発電設備区分の非化石証書を落札できなかった場合
- (3) 非化石証書を最低約定価格で落札できなかった場合

VI 禁止事項

1 7. 禁止事項

お客さまは、当社の書面による事前の同意なく、サービス契約上の地位を移転し、または本サービス契約により生じたお客さまの権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供することはできません。

VII 契約の変更および終了

1 8. 契約の変更

サービス契約の成立後、契約の変更は致しかねます。ただし、お客さまが希望し、当社が認めた場合に限り、契約内容を変更できるものとします。

1 9. サービス契約または本約款に基づく関係の解約または解除

- (1) お客さままたは当社は、第7条の期間中にかかわらず、3か月前までに当社所定の書面にて相手方に通知することにより本サービスの利用を中止またはサービス契約を解約することができます。

- (2) 契約期間にかかわらず、お客さまが以下の事由に該当する場合、当社はサービス契約を解約できるものとします。この場合、お客さまはサービス契約の解約を理由として当社に対し損害賠償請求をすることはできません。
- イ 故意または過失により当社に重大な損害を与えたとき
 - ロ 本サービス契約または本約款の履行を怠ったとき
 - ハ 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、競売その他これに準ずる処分を受けたとき
 - ニ 会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自らこれらの申し立てをしたとき
 - ホ その他支払い能力の不安または背信的行為の存在等、契約を継続することが著しく困難な事象が生じたとき
 - ヘ 手形不渡り処分または手形取引処分を受けた場合
 - ト お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
 - チ お客さまが24条(反社会的勢力との取引排除)の表明保証に反していることが判明した場合
 - リ お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合
 - ヌ お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合

20. 契約終了後の処理

お客さまと当社とのサービス契約が終了した場合でも、サービス契約終了前に当社へ調達依頼を行っていた非化石証書については、本約款の規定が適用されるものとします。

21. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

サービス契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、サービス契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

2 2. 料金単価の変更

当社は、JEPX または本市場の規則の改定等により料金改定が必要となる場合、契約における新たな料金単価を定めることができます。その場合、新たな料金単価、およびその適用開始日を書面その他の方法により、お客さまに通知します。お客さまは、新たな料金単価をご承諾いただけない場合、適用開始日の1カ月前までに当社に対して契約の解約の申出をいただくことで20.（本サービス契約または本約款に基づく関係の解約または解除）の定めに関わらず、サービス契約を解約することができます。解約の申出が前文で定める期限まででない場合は、料金単価の変更をご承諾いただいたものとみなします。

Ⅷ 反社会的勢力との取引排除

2 3. 反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは次の各号について表明し、保証するものとします。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社およびお客さまは、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

IX その他

24. 不可抗力

天変地異、戦争、暴動、内乱、伝染病、ストライキ、停電、コンピューターウイルスの感染、インターネットの利用不能、その他いずれかの当事者が合理的に管理できない事由により、本契約の全部または一部の履行遅延または履行不能については、当社は責任を負わないものとします。かかる履行不能状態が3ヶ月以上持続する場合、お客さま又は当社は、相手方に対して書面または電磁的方法で通知することにより契約を解除することができます。なお、本事由により契約を解除する場合、解除をした当事者は、かかる解除により相手方が被った損害について、その責を負いません。

25. 損害賠償

当社が本利用規約に反したことによりお客さまに損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って、お客さまが当社に支払う料金を上限として、賠償するものとします。

26. 個人情報等の取り扱い

- (1)お客さまは、当社が、お客さまに電力を供給する小売電気事業者から、電力使用量その他非化石証書の購入に必要な情報を取得することについてあらかじめご承諾いただくものとします。
- (2)前項にかかわらず、お客さまは、当社からの求めに応じて、速やかに電力使用量その他非化石証書の購入に必要な情報を当社に共有すること及び当社が電力広域的運営推進機関から本サービスに必要なお客さまの情報を取得するために委任状の作成その他の手続に協力することについてあらかじめご了承ください。
- (3)当社は、本委託契約に基づきお客さまはお客さまに電力を供給する小売電気事業者から取得した個人情報その他必要な情報は、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づいて、適切に取り扱うものといたします。
- (4)お客さまは、当社が、お客さまとの本サービスに関する取引について記録を管理し、JEPXに提出することについてあらかじめご承諾いただくものとします。

27. 守秘義務

お客さま及び当社は、本約款又はサービス契約の締結により知りえた相手方に関する情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務運

営上特に必要な場合または、行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から情報開示を要求された場合は、この限りではありません。

28. 準拠法

本約款またはサービス契約に係る権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

29. 管轄裁判所

本約款またはサービス契約およびその履行に関する訴訟については、別段の定めをしない限り、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。